明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則の一部を改正する省令（**総務**一五）　一
○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**三）　四
○公認心理師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（**文部科学・厚生労働**一）　六
〔告　示〕
○一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置における高周波出力、電源端子における妨害波電圧及び利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件（**総務**六九）　九
○一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置からの電波の強度に対する安全施設の状況を定める件（**同**七〇）　一七
○高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する件（**同**七一）
○無線設備規則の規定により、高周波利用設備の高周波出力の測定及び算出方法を定める件の一部を改正する件（**同**七二）　三
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**六四～六八）　三
○道路に関する件（**同**六九）　三
○道路に関する件（**北陸地方整備局**一四～一九）　三
○道路に関する件（**中部地方整備局**二六）　四
○都市計画に関する件（**同**二七、二八）　四
○道路に関する件（**四国地方整備局**三八～四三）　二五
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**三七）　二五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二五
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、本州四国連絡高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金解散・清算人就任関係　二五
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四
会社その他
会社決算公告　五〇

省令

○総務省令第十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十五日

総務大臣　山本　早苗

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第三号中「及び無電極放電ランプ」を「、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道のレールから五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。以下同じ。）」に改める。

第四十六条第一項に次の一号を加える。

九　一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置

(1)　第一号の(1)及び(2)、第五号の(2)並びに第六号の(2)及び(5)に掲げる事項

(2)　電力伝送の方式

(3)　次に掲げる事項の設計値及び測定値

(一)　利用周波数

(二)　電源端子における妨害波電圧

(三)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度

(四)　送信を許容する最大伝送距離

(五)　送信を許容する最大水平位置移動可能距離

第四十六条の二第一項に次の二号を加える。

九　一般用非接触電力伝送装置

(1)　四〇〇kHz帯電界結合型一般用非接触電力伝送装置

(一)　利用周波数が四二五kHzから四七一kHzまで、四八〇kHzから四八九kHzまで、四九一kHzから四九四kHzまで、五〇六kHzから五一七kHzまで及び五一九kHzから五二四kHzまでの範囲にあること。

(二)　電界を使用して電力の伝送を行う設備であること。

(三)　高周波出力の定格値が一〇〇ワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一三〇パーセントを超えないこと。

(四)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ISM用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz以下	六六デシベルから五六デシベルまで※	五六デシベルから四六デシベルまで※
五〇〇kHzを超え五MHz以下	五六デシベル	四六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	六〇デシベル	五〇デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。